

令和7年11月11日

【受八議第386号】

八頭町議会議長

川西 美恵子 様

2番 八頭町議会議員

小原 徹也

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 行財政について	(1) 本町の行財政の状況を簡明に質問します。 国政や地方行政の運営する中で国民または町民1人当たりの負担を借金として例えられます。しかし国は国民の借金というが、正しくは国民から国が借入しているのであり、国民は出資者であると考えます。 運営者の責任は、株主に配当金を支払う責任があります。 この後、私の捉え方で質問していきます。 ア 企業に例えれば国は本社で、都道府県は支店となり、市町村は営業所です。 基本、本社の意向が支店や営業所に反映されます。そう考えると支店や営業所の権限は限られていませんか？ イ 限られた権限の中で、大きな権限とは何か。 具体的に答弁をお願いします。 ウ 国から見て本町の財政能力等の評価は？ 営業所として閉鎖の危機レベルですか？ または評価は上位に位置していますか？ エ 国民は国に対して株主であり出資者と捉えれば国(本社)の負債と八頭町(営業所)の赤字は、株主への配当がない状況です。いま八頭町の町民1人当たりの未配当金額は？ オ 本町は営業所を新築しようとしていますが、出資者である町民に、どのような財政説明をされていますか。 基本出資者である町民には知る権利がありま	町長

す。建物の設計の説明はされて、実際の債務と債務償還の具体的説明はしていないのではありませんか。

カ 先日、船岡地域の出資者の住民に営業所建設と職員のことで説明を求められました。

町長は説明をしていると言われますが、届いていません。町長(営業所責任者)の義務ですが。

キ 最後になりますが、住民に利益をもたらす行財政運営が使命ですが、出資者に配当がない。または、運営に不安があると言われれば運営者として説明義務になっていないのでは？